

広島県告示第百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
下井仁七二五地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山県郡		郡市		安芸太田町		町・村		中筒賀		大字	
四ツ町		字		中林		地番		標柱番号			
七六七番四	七六二番三	七三八番	七三五番	七三二番一	越道	五八二番一	一〇一八番一	一〇一六番一	一〇一三番一	標柱一号	
標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	中全途	標柱四号	標柱三号	標柱二号			